

平成27年4月24日

各 位

会 社 名 信 金 中 央 金 庫 代表者名 理事長 田邉 光雄 (コード番号 8421 東証 優先出資証券) 問合せ先 理事総合企画部長 工藤 淳 (TEL. 03-5202-7624)

## 資本調達の実施について

本中金は、本日開催の理事会において、下記のとおり信用金庫から特定普通出資による資本調達を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 資本調達の主な内容

- (1) 調 達 先 信用金庫
- (2) 調達金額 2,000億円(1口当たりの発行価額10万円、発行口数200万口)
- (3) 調達手段 特定普通出資(注)
- (4) 払 込 日 平成27年9月30日
- (5) 予想配当金 1 口当たり 1,500 円 (ただし、平成 28 年 3 月期の配当金については、 払込日から期末日までの日割計算によります。)
- (6) 停止条件 特定普通出資に関する定款変更について、通常総会(平成27年6月19日 開催予定)での承認および当局認可を得ることを停止条件とします。
  - (注)既存の普通出資(一般普通出資)と配当率が異なることに加え、定款変更により1口当たりの 残余財産分配額を出資1口の金額(10万円)までとする内容の改正を行うものであります。

### 2. 資本調達の目的

今後想定される金融規制の強化等に備え、財務基盤の一層の充実・強化を図るためのものであります。

#### 3. 優先出資者の権利の希薄化への対応

本中金では、優先出資の希薄化防止措置として「普通出資による増資を行うことを決定した場合には、普通出資の増加割合に応じた優先出資の分割または額面金額による優先出資者割当発行の措置を講じる」との方針を平成12年7月27日付の理事会で決定しております。

これは、普通出資の増資が、会員である信用金庫より、常に1口当たり 10 万円で受け入れる 方法によることから、本中金の純資産額が1口当たり 10 万円を超える状況において増資を した場合、優先出資者の残余財産分配額が希薄化してしまうことを回避するためのもので あります。 本中金は、定款上、「一般普通出資」と「特定普通出資」の二種類の普通出資を発行することができますが、今般、優先出資者の残余財産分配額を希薄化させることなく普通出資による増資をするために、定款の一部を変更し、「特定普通出資」の残余財産の分配に関して、1口当たりの残余財産分配額を増資時における払込金額(10万円)と同額である出資1口の金額(10万円)までとする改正を行います。これにより、「特定普通出資」による増資においては、優先出資者の残余財産分配額に希薄化が生じないこととなりますので、今般の資本調達にあたっては上述の希薄化防止措置を講じる予定はございません。

なお、本中金といたしましては、特定普通出資ではなく、一般普通出資による増資を行う ことを決定した場合には、優先出資者の残余財産分配額に希薄化が生じることとなりますので、 上述の希薄化防止措置を実施する従来の方針に変更はございません。

以上

【ご参考】平成26年9月末の純資産額(単体)において、今般の資本調達手段である特定普通 出資によって2,000億円の増資を実施した場合の1口当たり残余財産分配額(試算)

#### (増資前)

純資産額(億円)

	·	
	一般普通 出資	優先 出資
出資口数(口)	4,000,000	708, 222
残余財産分配額 (億円)	11,161	1,976
1口当たり残余 財産分配額(万円)	27.9	27. 9

13, 137

# (特定普通出資による 2,000 億円の増資後)

飛貝座領(周月)	15, 157		
	一般普通 出資	特定普通 出資	優先 出資
出資口数(口)	4,000,000	2,000,000	708, 222
残余財産分配額 (億円)	11,161	2,000	1,976
1口当たり残余財産分配額(万円)	27.9	10.0	27.9

特定普通出資の1口当たり残余財産分配額は出資1口の金額(10万円)までのため、 増資後においても優先出資者の1口当たり残余財産分配額は変動いたしません。

また、今後、純資産額に変動があった場合でも、1口当たり残余財産分配額が出資1口の金額(10万円)を超える部分については、一般普通出資の出資者と優先出資者に対し、それぞれの出資口数に応じて残余財産が分配されることに、変更はございません。

本件に関するお問合せ先

信金中央金庫 I R 広報室 TEL. 03-5202-7700